１．年金制度

２０歳以上の人はすべて、国民年金や厚生年金や共済年金などの公的年金に加入することになっています。障がいにより十分に働けなくなった場合、その年金の加入状況によって、障がい年金が支給されることがあります。

（１）障害基礎年金

支給要件	① 国民年金に加入している間に初診日があること ② 一定の障がいの状態にあること ① 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 ●初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の２／３以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること ●初診日において６５歳未満であり、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと
年金額	１級　７８０，１００円×１．２５＋子の加算 ２級　７８０，１００円＋子の加算
必要な書類	① 戸籍謄本 ② 印鑑 ③ 診断書（年金用） ④ 裁定請求書・病歴申立書 ⑤ その他必要書類（一部省略できる場合があります。）
問い合わせ	美郷町役場住民課　電話０８５５－７５－１２１３ 町内無料電話３７５－１２１３ 日本年金機構浜田年金事務所　　電話　０８５５－２３－０４４２

（２）障害厚生（共済）年金

支給要件	① 厚生年金に加入している間に初診日があること ② 一定の障がいの状態にあること ③ 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 ●初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の２／３以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること ●初診日において６５歳未満であり、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと
年金額	１級　報酬比例の年金額×１．２５ ２級　報酬比例の年金額 ３級　報酬比例の年金額　※最低保障額　５８５，１００円
問い合わせ	【厚生年金】 日本年金機構浜田年金事務所　電話０８５５－２３－０４４２ 【共済年金】 各共済組合